

当院診療所に基づき

指定施設基準として以下の項目を定めます。

1. 「届出医療」に関するもの

◎入院基本料

- ・有床診療所入院基本料4を算定しております。
- ・当院には看護師10名を含む17名の看護職員が勤務しています。
- ・入院食事（Ⅱ）を算定しております。

◎当院では下記のものを実施するにあたり厚生労働大臣の定める施設基準に適合している旨を九州厚生局長に届出ている保険医療機関です。

- ・入院診療計画に関する基準
- ・院内感染防止対策に関する基準
- ・医療安全管理体制に関する基準
- ・褥瘡対策制整備に関する基準
- ・意思決定支援に関する基準
- ・身体的拘束最小化に関する基準
- ・看護配置加算1に関する基準
- ・夜間看護配置加算2に関する基準
- ・透析液水質確保加算に関する基準
(平成22年4月1日届出受理)

2. 特定療養費に関するもの

当院では特別な療養環境の提供（室料差額）にあたり、以下の別途料金が必要となります。

1号・3号 (個室/TV・洗面・トイレ・クローゼット・冷蔵庫完備)	2000円
2号(個室/TV・クローゼット完備)	1000円

診療報酬に関する院内掲示

医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院を受診した患者さまに対して、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

医療DX推進体制整備加算について

医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- 電子処方箋を発行する体制を導入しております。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整備。
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。

外来・在宅ベースアップ評価料(1)

2024年6月施行の診療報酬改定により、「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定し、その一部を患者様にご負担頂いております。

本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、物価高騰の中、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。

外来感染対策向上加算

受診歴の有無に関わらず、発熱その他の感染症を疑わせるような症状を呈する患者様の受け入れを行っております。

一般患者様との動線を分けるため、必ず電話にて予約をお願いいたします。

明細書発行体制等加算

領収書発行の際に、個別の診療報酬算定がわかる明細書を無料で発行いたします。

生活習慣病管理料Ⅱについて

糖尿病、高血圧、脂質異常症を主病として通院される患者様を対象に算定。

この点数は、厚生労働省の示したルールにより、「療養計画書」の作成と患者様の同意（初回のみ署名）が必要となります。

長期・リフィル処方箋について

当院では患者様の状態に応じて28日以上長期処方、またリフィル処方箋を発行しております。

ただし、患者様の症状によって、医学的に対応できない場合があります。

一般名処方加算について

現在、一部の医薬品の提供が不安定な状況が続いています。そのため、当院ではジェネリック 医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、医薬品の有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。（※）

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名で処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

本院における院内感染防止対策の取組

本院では、患者様やご家族、本院の職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでおります。

感染防止のため、患者様等におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

院内感染対策

1 院内感染対策に係る体制

本院では、院長を「院内感染管理者」と定め、「感染防止対策部門」を設置し、診療所全体で感染対策に取り組んでいます。

2 院内感染対策の業務内容

本院では、全ての職員が遵守する「感染防止対策業務指針」及び「手順書」を定め、標準予防策や感染経路別予防策等に基づき、職員の手洗いや消毒、状況に応じた感染予防を実施するため、防護服等の着脱など有事の際の訓練を実施しています。

また、1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況等を確認しています。

年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は延岡市医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しています。

3 職員教育

全職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。

4 抗菌薬の適正使用

抗菌薬を投与することにより患者状態の改善を図ることができても、薬剤耐性菌が発生したり抗菌薬の副作用が生じたりすることがあります。

このため、本院では適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。

5 感染対策連携

本院では「外来感染対策向上加算」を算定しており、地域の「延岡市医師会」との感染対策連携を取っています。

令和6年4月1日

医療法人緑の風 長沼医院